

大館市農業委員会総会議事録

平成 31 年 4 月 12 日

大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所	日 時	平成 31 年 4 月 12 日（金）午後 2 時 30 分 開会			
	場 所	比内総合支所 3階 大会議室			
2. 出席委員の氏名（15名）※13番欠番（辞任による）					
1番	菅原 一成	9番	糸屋 由衛門	18番	阿部 重信
2番	安達 英樹	10番	渡邊 久雄		
3番	安部 幸美	11番	藤盛 久登		
4番	菅原 和久	12番	伊藤 昇		
6番	木次谷 和明	14番	富樫 英悦		
7番	虻川 マキ子	16番	小林 大樹		
8番	石山 元一	17番	成田 レイ子		
3. 欠席委員の氏名（ 3名）					
5番	田村 秀雄				
15番	斎藤 重春				
19番	畠山 市子				
4. 委員以外の出席者 職氏名		なし			
5.出席した事務局 職員の職氏名	局 長	佐々木 金義	主 査	羽賀 智光	
	主 幹	金子 広英			
	係 長	宮崎 直人			
6.議事録署名委員	8番	石山 元一	10番	渡邊 久雄	
7.書記	宮崎 直人				

報 告 ・ 議 案

報告第 7 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
報告第 8 号	農用地利用配分計画（農地中間管理機構分）の認可について
報告第 9 号	事務局職員の任免について
報告第 10 号	贈与税・不動産取得税の徴収猶予に関する証明書の交付について
議案第 20 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
議案第 21 号	農地法第 5 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請書の送付について
議案第 22 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について
議案第 23 号	農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第 24 号	農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）
議案第 25 号	農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による農地取得「下限面積」の設定について
議案第 26 号	平成 31 年度「大館市農作業標準賃金」の設定について

局長

定刻となりましたので、ただ今より総会を開会いたします。

初めに会長より挨拶をお願いいたします。

糸屋会長

— 挨拶 —

議長

それでは会議に先立ちまして、本日の出席者数を確認したいと思います。

事務局から報告願います。

局長

本日の出席人数のご報告ですが、委員総数 18 名中 15 名の出席であります。

よって、定足数に達しており会議は成立していることを宣言申し上げます。

なお、田村 秀雄 委員、斎藤 重春 委員、畠山 市子 委員より、都合により欠席するとの連絡がありましたことをご報告いたします。

議長

次に、大館市農業委員会総会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議事録署名委員を当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号 8 番 石山 元一 委員、議席番号 10 番 渡邊 久雄 委員にお願いします。

議長

それでは、会議に入ります。

業務報告、その他報告事項等について事務局から説明願います。

局長

- ・業務報告(3月総会～4月総会)について
- ・報告第7号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知について
- ・報告第8号 農用地利用配分計画(農地中間管理機構分)の認可について

て

- ・報告第9号 事務局職員の任免について
- ・報告第10号 贈与税・不動産取得税の徴収猶予に関する証明書の交付について

以上報告する。

議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、承認するものといたします。

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第20号『農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

21ページをお開き下さい。

議案第20号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請があったので、この処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

平成31年4月12日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は、22ページNo.23から23ページNo.27までの5件で、面積は田が21,418㎡、畑が495㎡で、面積合計は21,913㎡であります。

譲受の事由は、すべて「経営拡張」であります。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書の1ページから5ページまでに記載されておりますとおり、いずれも農地法第3条第2項各号（第1号～第7号）に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第 20 号の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、「農業委員が、自分又は同居親族に関する議案の審議に参加できないこと。」になっており、対象となる案件について個別に退席して頂いて審議したいと思いますのでよろしくお願い致します。

初めに、No.25 を除いた 22 ページ No.23 から 23 ページ No.27 までについて審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、No.25 を除いた、No.23 からNo.27 までについて、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

次に、No.25 について審議します。

恐れ入りますが、議席番号 7 番 虻川 マキ子 委員は退席願います。

(7 番 虻川 マキ子 委員 退席)

議長

何かご意見ご質問ございませんか。

議長

ないようですので、No.25 について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号 7 番 虻川 マキ子 委員は入室をお願いします。

(7 番 虻川 マキ子 委員入室し着席)

次に、議案第 21 号『農地法第 5 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請書の送付について』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

24 ページをお開き願います。

議案第 21 号 農地法第 5 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第 5 条の規定による転用を伴う賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可・不許可相当）を求める。

平成 31 年 4 月 12 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は、25 ページNo.2 の 1 件で、登記地目は宅地、現況地目は畑で面積は 350.41 m²です。

転用の目的は一般住宅を建築しようとするものであります。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明いたします。

まず、法第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する立地基準についてであります。申請地は大館市立成章小学校の北西約 900m 地点に位置する、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であり、農用地区域外の第 2 種農地と判断いたしますので、農地法運用の第 2 の 1 の (1) のカの (ア) に該当いたします。

また、法第 5 条第 2 項第 3 号から第 7 号までに規定する一般基準についてであります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.2 の位置図及び配置図は 26、27 ページに記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいまの事務局の説明に関連して、No.2 の現地調査の結果を議席番号 6

番の 木次谷 和明 委員よりご報告願います。

6 番

6 番の木次谷 和明です。

去る4月4日に菅原 和久 委員と事務局2名の4名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

議案第21号のNo.2についてであります。申請地は26ページの位置図になります。

この場所は、秋田労災病院北側の市道十二所曲田線を軽井沢集落方面へ向かい、市道軽井沢渡線へ右折し100mほど進んだ右側農地で、地目は畑ですが休耕地として管理されておりました。

申請者は、現在、軽井沢集落で両親と子供3人の6人で暮らしておりますが、子供の成長に伴い住宅が手狭になってきたため、申請者と子供が住む住宅の建設を計画しました。用地選定にあたり、将来、親の介護の必要性を考え、現在の自宅近隣で農地以外の土地を検討したが適地が無く、農地ではあるが自宅から近く市道に接している父親が所有する申請地を借り受けて建設することにしたものです。

27ページの配置図にありますように、申請地の中央に住宅、東側に駐車スペース、西側に庭及び雪捨場を整備する計画であります。

用地造成につきましては、表土を剥いで碎石で30cm程度盛土をし、隣地との境界は、北側には既存の法面があり、西側及び南側は既存の畦畔があり、東側は市道側溝と高低差が無いように施工し、隣接地への土砂流出を防ぎます。

汚水・生活雑排水は公共下水道へ接続、雨水排水は碎石敷きにより地下浸透させ、大雨時には東側への傾斜により市道側溝へ放流するという事で、特に問題はないものと見てまいりました。

皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、木次谷 和明 委員から、現地調査の結果報告があった議案第21号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 21 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することといたします。

次に、議案第 22 号『農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

28 ページをお開き願います。

議案第 22 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第 5 条の規定による転用を伴う所有権移転許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可・不許可相当）を求める。

平成 31 年 4 月 12 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は、29 ページのNo.7 の 1 件で、地目は畑、面積は 263 m²です。

転用の目的は一般住宅を建築しようとするものであります。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する立地基準についてであります。申請地は秋田県立大館鳳鳴高校の南約 360m 地点に位置する用途地域の第 1 種低層住居専用地域内の農地で、第 3 種農地と判断しますので、農地法運用の第 2 の 1 の (1) のエの (ア) の b の (c) に該当します。

また、法第 5 条第 2 項第 3 号及び第 7 号までに規定する一般基準についてであります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたします。

で、問題は無いものと考えます。

No.7 の位置図及び配置図は 30、31 ページに記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいまの事務局の説明に関連して、No.7 の現地調査の結果を議席番号 4 番の菅原 和久 委員よりご報告願います。

4 番

4 番の菅原 和久です。

議案第 22 号のNo.7 について報告いたします。

申請地は 30 ページの位置図になります。

この場所は、市道 有浦東台線と市道 長根山 4 号線交差点を東台五丁目方面へ 200m ほど進んだ左側農地で、地目は畑ですが休耕地として管理されておりました。

申請者夫婦は、現在、市内のアパートに居住しており、将来的に家族が増えた時のことを考え、住宅の建設を計画したものです。

31 ページの配置図にありますように、住宅一棟とカーポート及び庭を整備する計画であります。

用地造成につきましては、表土を 30 cm ほど剥いで碎石で盛土をし、北側と東側は道路側溝と高低差が無いように施工、西側は既存のブロック塀があり、南側の譲渡し人所有の農地との境は法面保護をし、隣接地への土砂の流出を防止します。

汚水・生活雑排水は公共下水道へ接続、雨水排水は、表層を碎石敷きにし地下浸透させ、大雨時には北側への傾斜により市道側溝へ放流するということで、特に問題はないものと見てまいりました。

皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、菅原 和久 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 22 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 22 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することといたします。

次に、議案第 23 号『農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

32 ページをお開き願います。

議案第 23 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

なお、土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による申し出があったときは、これを承認することについて併せて意見を求める。

平成 31 年 4 月 12 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

33 ページから 38 ページまでには、平成 31 年度農用地利用集積計画（第 1 号）の新規に利用権を設定するものが記載されております。

新-1 から新-96 までの、96 件であります。

契約期間別の内訳についてであります。契約期間 1 年が 9 件、3 年が 19 件、4 年が 1 件、5 年が 18 件、6 年が 7 件、7 年が 4 件、10 年が 34 件、16 年が 1 件、20 年が 3 件、地目はすべて田で、面積合計は 481,578 m²であります。

39 ページから 43 ページまでには、利用権を再設定するものが記載されております。

再-1 から再-81 までの 81 件であります。

契約期間 1 年が 3 件、2 年が 1 件、3 年が 36 件、5 年が 13 件、6 年が 19 件、10 年が 9 件で、田の面積が 490, 526 m²、畑が 2, 578 m²、面積合計は 493, 104 m²となっております。

権利の設定を受ける者の住所・氏名、権利の設定をする者の住所・氏名、権利を設定する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

これらの要件につきましては、利用集積計画書や確約書、営農計画書で確認をしております。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第 23 号の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、対象となる案件について個別に退席して頂いて審議したいと思いますのでよろしくお願いします。

初めに、新規の 34 ページ 新-17 から新-19 までを除いた、33 ページ 新-1 から 38 ページ 新-96 までについて審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、新-17 から新-19 までを除いた、新-1 から新-96 までについて、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

次に、34 ページの新-17 について審議します。

恐れ入りますが、議席番号 16 番 小林 大樹 委員は退席願います。

(16 番 小林 大樹 委員 退席)

議長

何かご意見ご質問ございませんか。

議長

ないようですので、新-17 について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号 16 番 小林 大樹 委員は入室をお願いします。

(16 番 小林 大樹 委員 入室し着席)

議長

次に、同じく 34 ページの新-18、19 について審議します。

恐れ入りますが、議席番号 2 番 安達 英樹 委員は退席願います。

(2 番 安達 英樹 委員 退席)

議長

何かご意見ご質問ございませんか。

議長

ないようですので、新-18、19 について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号 2 番 安達 英樹 委員は入室をお願いします。

(2 番 安達 英樹 委員 入室し着席)

議長

次に、再設定の 40 ページ 再-27 から 29 まで、41 ページ 再-41 を除いた、39 ページ 再-1 から 43 ページ 再-81 までについて審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、再-27 から 29 まで、再-41 を除いた、再-1 から再-81 までについて、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

次に、40 ページ 再-27 から再-29 までについて審議します。

恐れ入りますが、議席番号 16 番 小林 大樹 委員は退席願います。

(16 番 小林 大樹 委員 退席)

議長

何かご意見ご質問ございませんか。

議長

ないようですので、再-27 から再-29 までについて原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号 16 番 小林 大樹 委員は入室をお願いします。

(16 番 小林 大樹 委員 入室し着席)

議長

次に、41 ページ 再-41 について審議します。

恐れ入りますが、議席番号 2 番 安達 英樹 委員は退席願います。

(2 番 安達 英樹 委員 退席)

議長

何かご意見ご質問ございませんか。

議長

ないようですので、再-41 について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号 2 番 安達 英樹 委員は入室をお願いします。

(2 番 安達 英樹 委員 入室し着席)

議長

次に、議案第 24 号『農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

44 ページをお開き願います。

議案第 24 号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

平成 31 年 4 月 12 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

45 ページには、平成 31 年度農用地利用集積計画（第 1 号）のうち所有権を移転するものが記載されております。

所—1 から所—3 までの 3 件で、秋田県農業公社から所有権を移転するものが 1 件、秋田県農業公社へ所有権を移転するものが 2 件で、地目は田、面積合計は 29,444 m²となっております。

移転を受ける者の住所・氏名、移転をする者の住所・氏名、所有権を移転する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第 24 号について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 24 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することといたします。

次に、議案第 25 号『農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による農地取得「下限面積」の設定について』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

46 ページをお開き願います。

議案第 25 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による農地取得「下限面積」の設定について

農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定に基づき、農地取得「下限面積」の設定について意見を求める。

平成 31 年 4 月 12 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

47 ページには設定についての内容が記載されております。

2 月 14 日開催の農地調整小委員会に於いて内容が検討され、3 月 15 日の総会で報告・協議のうえ議案となったものであります。

設定する別段の面積は 10 a、設定区域は大館市内全域で、平成 31 年 5 月 1 日から適用しようとするものであります。

提案理由は、遊休農地対策のための小規模農家への権利移動の促進や、新規就農者等の受け入れによる農地の有効利用を図るため、大館市内全域において別段の面積を引き続き 10 アールに設定するものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいま説明のあった議案第 25 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 25 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め原案どおり決することといたします。

次に、議案第 26 号『平成 31 年度大館市農作業標準賃金の設定について』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

48 ページをお開き願います。

議案第 26 号 平成 31 年度大館市農業作業標準賃金の設定について

平成 31 年度大館市農作業標準賃金を次のとおり設定することについて意見を求める。

平成 31 年 4 月 12 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内容については、49 ページ、「平成 31 年度大館市農作業標準賃表（案）」のとおりで、2 月 14 日開催の農業振興小委員会に於いて内容が検討され、3 月 15 日の総会で報告・協議のうえ議案となったものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいま説明のあった議案第 26 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 26 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め原案どおり決することといたします。

議長

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

局長

- ・当面の行事日程について説明する。

議長

ただいまの行事日程について何かご質問等ございますか。

議長

ないようですので、事務局からその他連絡事項等、何かありますか。

- ・連絡事項 3 件、局長、係長よりそれぞれ説明する。

議長

他になければこれもちまして、本日の定例総会を終了いたします。

午後 3 時 50 分終了

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

平成 31 年 4 月 12 日

議 長

議事録署名委員 8 番

議事録署名委員 10 番

農地法第3条調査書

議案第20号 No.23	所有権移転 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市川口字横岩・・・ほか・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市川口字大道下・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市川口字大道下・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	<p>申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。</p> <p>なお、4月3日、安部幸美 農業委員と佐藤謙一 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。</p>	する しない

農地法第3条調査書

議案第20号 No.24	所有権移転 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市川口字深沢岱・・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		北秋田市栄字中綱・・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市川口字深沢岱・・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	<p>申請地は、これまで譲渡(貸)人が耕作を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大するため自宅裏の本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。</p> <p>なお、4月3日、安部幸美 農業委員と佐藤謙一 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。</p>	する しない

農地法第3条調査書

議案第20号 No.25	所有権移転 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市櫃崎字出川道下・・・・・・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市櫃崎字高戸屋宅地・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市櫃崎字淀市・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	<p>申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。</p> <p>なお、4月1日、富樫英悦 農業委員と虻川正治 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。</p>	する しない

農地法第3条調査書

議案第20号 No.26	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市早口字丸山下・・・・・・ほか・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市早口字坂地・・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市長坂字坂地・・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人の世帯が耕作を行っており、今後も営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考え る。 なお、4月4日、小笠原恒義 推進委員と花田昭治 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第20号 No.27	(所有権移転)・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市早口字貝倉岱・・・・・・ ほか・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市早口字坂地・・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市早口字李岱・・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する (しない)
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が耕作を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模の拡大のため本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。 なお、4月4日、小笠原恒義 推進委員と花田昭治 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)